



愛媛労発基 0517 第3号
平成 28 年 5 月 17 日

建設関係団体の長 殿

愛媛労働局長



建設工事における交通誘導作業の労働災害防止対策の
徹底について（協力要請）

貴会におかれましては、日頃より労働行政に対しまして格別の御理解、御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月に、建設工事現場において交通誘導を行っていた警備業の労働者が、後退してきたダンプトラックに轢かれる死亡災害が発生したところです。建設工事現場においては、この他にも交通誘導中の警備業の労働者が車両系荷役運搬機械や一般車両に接触される重篤な労働災害が発生しており、労働災害防止のためには建設業者と警備業者との連絡調整が欠かせないところです。

このため、貴会におかれましては、下記事項に御留意の上、警備業の労働者の災害防止対策の徹底について御協力をいただくよう、会員事業場に周知方よろしくお願いいたします。

なお、一般社団法人愛媛県警備協会長に対して、別添のとおり協力要請を行っておりますので申し添えます。

記

- 1 建設工事現場における交通誘導作業について、工事関係車両又は一般車両との接触による危険を防止するため、車両系荷役運搬機械作業計画等に基づく労働災害防止対策について、警備業者との連絡調整を実施すること。



別添

愛媛労発基 0517 第 2 号
平成 28 年 5 月 17 日

一般社団法人愛媛県警備業協会長 殿

愛媛労働局長

警備業における労働災害防止対策の徹底について（要請）

貴会におかれましては、日頃より労働行政に対しまして格別の御理解、御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、愛媛県内の警備業における労働災害は、死傷災害（休業4日以上）が近年増減を繰り返している中、平成27年には交通事故により2人が死亡し、さらに本年4月には、建設工事現場において交通誘導を行っていた警備業の労働者が、後退してきたダンプトラックに轢かれるという死亡災害が発生したところです。

警備業で発生した労働災害の分析結果によれば、事故の型別では「交通事故」が31%と最も多く、死亡災害に限れば過去10年間に発生した5件全てが交通事故によるものです。また、建設工事現場において交通誘導中に建設用車両等に接触することにより重篤な労働災害が発生するおそれもあり、労働災害防止のためには、建設業者との連絡調整が欠かせないところです。

このため、貴会におかれましては、傘下の会員事業場に対して、会報、ホームページ、会合等あらゆる機会において、別添1の災害分析結果及びリーフレット等を周知いただくとともに、下記事項に御留意の上、災害防止対策の実施を促していただくようお願いいたします。

なお、県下の建設関係団体に対して、別添2のとおり協力要請を行っておりますので申し添えます。

記

- 1 建設工事現場における交通誘導作業について、工事関係車両又は一般車両との接触による危険を防止するため、車両系荷役運搬機械作業計画等に基づき、建設業者との連絡調整を実施すること。
- 2 交通労働災害防止対策について、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通安全教育等を実施すること。（リーフレット「交通労働災害を防止するために」参照）
- 3 転倒災害防止対策について、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）等を推進すること。（リーフレット「STOP！転倒災害プロジェクト」参照）
- 4 熱中症予防対策について、WBGT値（暑さ指数）を活用し、定期的な水分塩分の摂取、労働衛生教育の実施等の措置を徹底すること。（リーフレット「職場の熱中症対策は万全ですか？」参照）